



喜多方市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、喜多方市の区域内の字の名称を下記のとおり変更する旨、喜多方市長から届出があった。

平成18年1月4日

喜多方市長職務執行者 白井英男



記

変更後の大字の名称	変更前の大字の名称
相田	大字相田
熱塩	大字熱塩
加納	大字加納
宮川	大字宮川
山田	大字山田
米岡	大字米岡
天沼	大字天沼
大田木	大字大田木
会知	大字会知
金橋	大字金橋
窪	大字窪
源太屋敷	大字源太屋敷
小府根	大字小府根
五合	大字五合
四奈川	大字四奈川
遠田	大字遠田
常世	大字常世

中屋沢	大字中屋沢
新井田谷地	大字新井田谷地
新江木	大字新江木
三吉	大字三吉
吉沖	大字吉沖
相川	大字相川
朝倉	大字朝倉
一川	大字一川
一ノ木	大字一ノ木
木幡	大字木幡
小舟寺	大字小舟寺
蓬萊	大字蓬萊
三津合	大字三津合
早稲谷	大字早稲谷
揚津	大字揚津
池ノ原	大字池ノ原
磐見	大字磐見
大田賀	大字大田賀
上郷	大字上郷
川井	大字川井
塩坪	大字塩坪
夏井	大字夏井
西羽賀	大字西羽賀
峯	大字峯